

国の不法投棄対策の体系

未然防止

処理業者の優良化

許可・取り消しの厳格化、優良性評価制度、車両ステッカー、行政処分の徹底

排出事業者責任の強化

産業廃棄物管理票制度(電マニ)
最終処分が適切に終了するまでの措置

不法投棄の罰則の強化

不法投棄:5年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金(法人1億円)

適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度

監視の強化

立入検査・報告徴収、パトロール事業、
不法投棄ホットライン、地方環境事務所の設置
現場対応マニュアルの作成

原状回復

措置命令

投棄者、原因者、注意義務違反の排出事業者

代執行・費用請求

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合に代執行(行政代執行法の特例)

適正処理推進センターの支援

基金制度と産廃特措法の概要

措置命令(生活環境の保全上の支障の発生又はその恐れの場合、原因者、排出事業者に撤去させる)

行政代執行(いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合)

費用請求 → 原因者不明や破産等で請求できない場合

以前

平成10年6月17日

以降

産廃特措法

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく制度
- 10年の时限立法・H15～24
- 地方債の起債特例
(起債充当率90%、交付税算入率50%)

基金制度

- 廃棄物処理法に基づく制度
- 補助率4分の3を支援
(産業界:国:都道府県等=2:1:1)
- 都道府県等の負担額の80%について交付税算入